

## 平成29年第2回宮崎市議会（5月臨時会）

### 提出案件一覧

#### 1 件数

議案	3件
報告	6件
合計	9件

#### 2 内訳

##### (1) 議案（3件）

- ① 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認（3件）

⇒ 議案第90号～第92号

##### (2) 報告（6件）

- ① 専決処分の報告（6件）

⇒ 報告第12号～第17号

- ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（6件）

### 3 議案の概要

#### 議案第90号～議案第92号 条例の一部改正に係る専決処分の報告・承認について

議案第90号 「宮崎市税条例の一部を改正する条例」の専決処分について【納税管理課】

##### ◇概要

地方税法の一部改正（平成29年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

##### ◇主な内容

#### 1 耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額に係る申告規定の追加（附則第10条の3）

特定耐震基準適合住宅及び特定熱損失防止改修住宅について、長期優良住宅の認定に係る固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書及び必要書類に関する規定を定める。

#### 2 軽自動車税の不足額に係る賦課徴収の特例規定の追加（附則第16条の2）

減税対象車に係る軽自動車税の不足額が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請において偽りその他不正の手段により認定が取り消されたことによるものである場合には、当該申請者等を所有者とみなし、不足額に100分の10の割合を乗じて加算した金額を軽自動車税の税額とする。

##### ◇施行期日

平成29年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第91号 「宮崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分について  
【国保年金課】

◇概要

地方税法施行令の一部改正（平成29年3月31日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市国民健康保険税条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 保険税軽減措置の対象の拡大（第23条）

低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の額の引上げを行う。

◇施行期日

平成29年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第92号 「宮崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」の専決処分について  
【消防局 総務課】

◇概要

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部改正（平成29年3月29日公布・同年4月1日施行）に伴い、「宮崎市消防団員等公務災害補償条例」の一部改正を行う必要が生じたが、その公布施行に急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったことを議会に報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

1 補償基礎額の改正（第5条）

非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴い、本条例に基づく損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）について、補償基礎額の加算額の規定を変更する。

◇施行期日

平成29年4月1日（経過措置の規定あり）

#### 4 報告の概要

##### 報告第12号～報告第17号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

##### (1) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

<b>【報告第12号】</b>	<b>【健康支援課】</b>
《事故の概要》 市の軽自動車相手方の給油ノズルを挿したまま発進し、給油ノズル及び給油ホースが破損した。	
《事故発生日》 平成29年1月25日	
《事故の場所》 宮崎市宮田町6番12号	
《損害賠償額》 損害に係る賠償 133,758円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
<b>【報告第13号】</b>	<b>【廃棄物対策課】</b>
《事故の概要》 強風により倒れた市の木が相手方の立入防止柵の防護システムテンションセンサー（以下「センサー」という。）に当たり、センサーの一部に破損が生じた。	
《事故発生日》 平成28年9月20日	
《事故の場所》 宮崎市大字赤江1920番7	
《損害賠償額》 損害に係る賠償 86,400円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
<b>【報告第14号】</b>	<b>【住宅課】</b>
《事故の概要》 強風により飛ばされた宮崎市営住宅国富が丘団地の屋根ふき材の一部が駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 平成27年8月25日頃	
《事故の場所》 宮崎市大字本郷南方4563番地1 宮崎市営住宅国富が丘団地内	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 390,000円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	
<b>【報告第15号】</b>	<b>【住宅課】</b>
《事故の概要》 強風のため倒れた木の枝が駐車中の相手方の普通自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。	
《事故発生日》 平成28年9月19日頃	
《事故の場所》 宮崎市大字赤江409番地 宮崎市営住宅飛江田団地内	
《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 130,939円（市が相手方に対して）	
《過失の割合》 市100%	

**【報告第16号】****【教育委員会 保健給食課】**

《事故の概要》 強風のため折れた木の枝が駐車中の相手方の軽自動車の上に落下し、相手方の車両破損が生じた。

《事故発生日》 平成29年1月20日

《事故の場所》 宮崎市村角町島ノ前1346番地1 宮崎市中央学校給食センター駐車場内

《損害賠償額》 車両損害に係る賠償 金143,264円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%

**【報告第17号】****【情報政策課】**

《事実の概要》 市及び相手方は、消火設備機器の賃貸借契約を締結していたが、市が平成29年2月28日限りで中途解約したため、相手方に残余契約期間の賃貸借料相当額の損害が生じた。

《損害賠償額》 損害に係る賠償 553,938円（市が相手方に対して）

《過失の割合》 市100%